

## 令和2年度 第1回宝塚市自立支援協議会全体会 議事概要

日時：令和2年（2020年）12月25日（金）

場所：宝塚市中央公民館 203・204号室

時間：15:00～16:00

出席者：30名（全体会委員）

### 1. 「宝塚市における地域生活支援拠点等（案）の整備について」（市より報告）

説明：障害福祉課

○第5期宝塚市障害福祉計画の中で地域生活支援拠点等の整備にかかる成果目標を設定。整備の手法は宝塚市では「面的整備型」を取り入れた。（基幹相談支援センターと市内7地区それぞれを担当する委託相談支援事業所を核とした面的整備）なお、当面は基幹相談支援センターは市直営でおこなうこととする。

市が委託する相談支援事業所を市内7地区に配置する。それぞれが各地区のコーディネーターの役割を受け持ち、基幹相談支援センターは各地区に対してのスーパーバイズを行う。相談支援を核とした社会資源をつなぎ合わせ対応できる体制を整備する。

#### 【各機能の具体的な内容】

各機能の具体的な内容の中には①相談②緊急時の受け入れ③体験の機会・場④専門の人材の確保・養成⑤地域の体制づくりの5つの機能がある。

#### ① 相談

市が委託する相談支援事業所が市内7地区それぞれの核となり、当事者が地域で安心して生活していくために必要な支援を見極め、社会資源との橋渡しを行うコーディネーターの役割を果たす。なお、先行して市内7地区に配置されている地域包括支援センターとも連携し、地域における複合課題についても対応し、地域に根づいた相談体制を構築する。基幹相談支援センターは委託相談に対するスーパーバイズ及び困難ケースへの対応フォローを行う。

基幹相談・委託相談・特定相談の役割を明確にしつつ連携を図ることで質の高い相談支援体制を整えていく。当面の間、基幹相談支援センターは市直営で運営する。

#### ②緊急時の受け入れ

市内入所施設や短期入所施設、NPO法人等の受け入れ先の確保を進めていく。委託相談支援事業所は緊急の対応を必要とする障害者の把握に努め、本人や家族の意向も踏まえたうえで支援の方法を検討し、安心につなげていく。緊急時において対応ができるよう関係機関との連絡体制を整備する。市内入所施設・短期入所施設・NPO法人等の受け入れ先の確保を進め、委託相談支援事業所は緊急の対応を必要とする障害者の把握に努め、当事者の方の安心につなげていきたいと考えている。

### ③体験の機会、場

市内グループホームや障害者支援施設の宿泊訓練事業、NPO法人が行う居住サポート事業が役割を担う。宝塚市立安倉南身体障害者支援センター<sup>が</sup>の宿泊訓練室の活用について充実を図る。

### ④専門的人材の確保・養成

自立支援協議会内の特定相談支援事業所連絡会（障害福祉課<sup>が</sup>、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所及び圏域コーディネーターが参加）での情報共有及び連携強化をおこなう。基幹相談支援センターは委託相談支援事業所や特定相談支援事業所に具体的な事例について情報発信し、研修会の開催を通して相談員のスキルアップを図る。医療的ケアが必要な方や行動障害<sup>が</sup>を有する方などの専門的対応ができる人材を養成するために研修の機会を設ける。

### ⑤地域の体制づくり

自立支援協議会（各専門部会・定例会・全体会）で関係機関の連携強化と地域課題の共有、保健所や民生委員・児童委員、自治会、まちづくり協議会等を含めた地域のネットワーク化の推進を図る。

また、自立支援協議会事務局会議（障害福祉課<sup>が</sup>及び委託相談支援事業所が参加。）で地区を横断した情報共有や課題分析を行い、拠点のエンジン部分としての役割を果たす。

### ⑥その他

地域生活支援拠点等が有する5つの機能の点検・評価については、自立支援協議会や社会福祉審議会等にて把握・検証を行い、機能の充実や見直しを行う。障害福祉基金<sup>が</sup>を活用した施設整備においても地域生活支援拠点等の機能が備わるよう検討していく。

#### 【地域生活支援拠点等整備・運営における今後の課題について】

##### ・24時間対応可能な相談体制の構築

日頃から各地区において相談業務に従事する委託相談支援事業所が夜間・休日であっても相談に応じ、緊急性が認められる場合には入所施設や医療機関等に繋ぐというような体制が理想であるが、夜間に待機・対応する相談員の負荷等も鑑み、現実に相談支援事業所が24時間対応を担える体制をどのように構築していくかが課題となる。

##### ・基幹・委託・特定の相談支援三層構造における役割の明確化

基幹相談は相談支援の中核として委託相談へのSV機能と困難ケースの対応フォロー等を行い、委託相談は各担当地区における基本相談への対応と各種地域活動への参加及び特定相談のフォロー、特定相談はサービス等利用計画に基づく相談・事務業務（市内全域対応）を担うという役割を設定するが、実践の中で更に具体化を図るべき事項である。

##### ・相談支援専門員の人員不足

基幹相談と委託相談は主としてスーパーバイズや基本相談への対応、地域活動への参加を行うことを想定するが、現状のままでは特定相談でのプラン作成を担う人員が不足しており、委託相談としての活動を圧迫してしまう恐れがある。特定相談の受け皿を広げるための工夫が必要である。

### 【地域生活支援拠点等の整備に関する意見交換】

- ・地域生活支援拠点等の整備にあたり、障<sup>がい</sup>碍の相談は種別・症状等多岐にわたる相談となる。相談員やワーカーのバーンアウトを防止する支援が必要である。  
⇒支援者のケアという視点も踏まえながら、専門性向上のための研修等の開催を通じて相談員のスキルアップを図る。
- ・基幹相談支援センターを直営で担うとなると、専門性の確保はできるのか。
- ・スーパーバイザーの配置も必要であると考える。  
⇒基幹相談支援センター職員については、直営ということで専門性の有無について問われている。市の職員については、専門職採用で社会福祉士の職員がおり、専門職の配置を検討している。重層的な相談支援体制の構築には他機関との連携が大事であるため、直営が適している部分もあると考えている。
- ・緊急時の受け入れ体制の整備を強化してほしい。  
⇒障<sup>がい</sup>碍福祉基金を活用した事業の中で、緊急受け入れ事業委託として空床確保や緊急ヘルパー派遣に向けて予算をとれるよう働きかけている。
- ・地域生活支援拠点等（案）の図にはまちづくり協議会・自治会との明記がされているが、資料内の『地域の体制づくり』の箇所にも自治会の表記をしていただきたい。  
⇒修正をおこなっていく。
- ・基幹相談支援センターに権利擁護・虐待防止機能も含まれるのか。  
⇒権利擁護・虐待防止ともに委託相談支援事業所に業務委託をしており、基幹相談支援センターと連携しながら支援していく形となる。
- ・特定相談支援事業所も地域分担ができるのか。  
⇒7地区に分けるのは、委託業務についてのみである。特定については地区に関わらず（市内外含め）、サービスについては各々で契約してもらうことが可能である。
- ・三層構造の中の基幹相談支援センターの独立性を担保してほしいと考えている。
- ・ピアカウンセラーの養成をおこなってほしい。

## 2. その他

【障<sup>がい</sup>碍福祉基金を活用した事業および今後の事業内容について】 報告者：宝塚市健康福祉部長

### ① 相談支援事業について

2021年度は相談支援事業所数を5事業所から7事業所へ増設する予定である。

### ② 地域生活支援拠点等の整備について

相談支援事業者への時間外緊急待機手当、緊急受入（空床確保）事業委託、緊急対応支援事業扶助料（緊急ヘルパー派遣）については、予算に計上している。緊急時の受け入れ先や緊急の対応を施設に限定せず、ヘルパーの支援があれば在宅生活できる方への支援等を検討している。

### 【次回全体会開催について】

次回は3月開催を予定しているが、新型コロナウイルス感染状況により開催を見合わせる可能性がある。

また方向性が決まり次第ご連絡させていただく。 ⇒3月全体会開催については中止とする。